

令和 2 年度 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る方針

(介護保険法 115 条の 47 第 1 項関係)

高齢者福祉計画（平成 30 年度から令和 2 年度）施策・事業から設定

最重要施策：地域包括ケアシステムの深化・推進

(地域包括ケア推進課所管分)

- 1 高齢者よろず相談センターの機能強化・・・高齢者よろず相談センターの充実をする。
【事業計画書：2-①、2-④】 ○センター職員のスキルアップを行う。
- 2 地域ネットワークの充実・・・・・・・・・・地域ネットワークの構築をする。
【事業計画書：1-②、2-③、4-①、4-②】 ○地域ケア会議などにより包括的ネットワークづくりに取組む。
○地域資源を把握してサロンの立ち上げや運営を支援する
○地域ケア会議開催により地域の課題などを把握する。
○生活支援サービスの体制整備。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進・・・対象者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行う。
【事業計画書：1-④～⑥】
- 4 健康増進と介護予防の充実・・・・・・・・・・①健康長寿に向けた講演会の実施
【事業計画書：1-①、1-③、1-⑦、1-⑧、2-⑤】 ○包括サポート医等を講師として講演会を実施
②加齢による機能低下の予防をする。
○地域内でのフレイル対策推進事業の充実
○加齢による機能低下の改善
③外出の促進（閉じこもり高齢者の把握等）
○閉じこもり高齢者の把握・支援の充実
- 5 医療・介護連携の推進・・・・・・・・・・①医療機関（包括サポート医、在宅支援拠点薬局等）や介護事業所などの関係機
【事業計画書：2-③、2-⑤～⑧】 関とのネットワークづくりの推進を図る。
○高齢者よろず相談センターの周知、担当地域の課題の共有を図る。
○関係機関を訪問するなど情報交換の場を設けることで顔の見える関係づくり
を行い、必要に応じた相互連携が図れる体制をつくる。
②入退院時の医療機関や介護関係者との連携の推進をする。
③地域住民にかかりつけ医療機関を活用した健康管理、在宅医療に関する普及啓
発を在宅医療・介護連携支援センターと協力して行う。

6 認知症支援策の推進

- (1) 認知症理解のための普及・啓発・・・・・・・・・・
- 【事業計画書：3-①～⑥】
- ①認知症地域支援推進員を中心に認知症施策の検討・展開をする。
 - ②地域支援推進員を各包括1名配置する。
 - ③毎月1回認知症施策検討会を開催する。
 - ④認知症ケアパス等活用して認知症に関する理解を普及する。
 - ⑤認知症サポーターを養成・育成する。
 - サポーター養成講座を地域住民向けに年間1回以上を目標に開催する。
 - 企業に向けて1企業以上開催するか5企業以上開催依頼をする。
 - 圏域内の小中学校で開催するか、開催依頼する。
 - 地域での活動を視野に入れた上級者研修を各包括で年1回実施する。
 - ⑥認知症予防教室を各包括で開催する。
- (2) 認知症に対する早期対応の整備・・・・・・・・・・
- 【事業計画書：2-②、3-⑦】
- ①認知症初期集中支援事業の対象者の抽出をする。
 - ②認知症初期集中支援チームと連携し支援をする。
 - ③認知症地域支援推進員による専門的な相談支援をする。
 - ④認知機能検査プログラムタブレット端末を使い、脳健康チェックを希望者に実施し、MCI（軽度認知障害）の方を把握する。年間実施目標人数70人以上。
- (3) 認知症高齢者の見守り・・・・・・・・・・
- 【事業計画書：3-⑤】
- ①認知症の方本人や家族などの居場所づくりとして認知症カフェを年1回以上直営で開催する。もしくは事業所等のカフェ開設・運営をサポートする。

(高齢福祉課所管分)

7 権利擁護事業の充実

- (1) 日常生活を支える権利擁護事業の推進・・・・・・・・
- 【事業計画書：3-⑧、3-⑨、3-⑭】
- 認知症などで判断力が低下しても地域で生活ができる支援をする。
 - 成年後見制度の利用の促進をする。
 - 適宜、弁護士相談を活用し、困難ケースの早期解決及び重症化を予防する。
 - 日常生活自立支援事業の利用の促進をする。
 - 終末期に向けた住民への普及啓発を行う。
- (2) 高齢者虐待の相談体制の充実・・・・・・・・・・
- 【事業計画書：3-⑩～⑬】
- ①高齢者虐待を予防し、早期発見・早期対応に努める。
 - 高齢者虐待対応マニュアルに沿って、虐待解消に向けた対応を行う。
 - 虐待対応事例の検証を行い、対応の在り方について検討を行う。
 - ②地域住民に向けて高齢者虐待防止の普及・啓発を実施する。
 - 地域に出向き講話等により普及・啓発を行う。

以上